

最高裁秘書第3095号

令和元年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年1月21日付け（同月22日受付、最高裁秘書第352号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

法曹会が最高裁判所に提出した、刊行希望文書が書いてある文書（平成18年度から平成24年度までの分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）